



診断書強要中労委 証人審問 松井さん堂々と証言！

診断書強要中労委の証人審問が3月31日、行われました。組合側から東京車両所分会の松井さん、会社側から本社人事部勤労課松本担当課長（当時）が証言しました。

主尋問で松井さんは、「年休申込簿の『事由欄』に申し込み理由を書かなかったことで、管理者から注意を受けた。本件証拠のうち、一部の年休申込簿の『事由欄』に書かれた『私用』という文字は、自分が書いたものではない」と証言しました。そして、「年休は会社が承認したものだ。会社はそれを欠勤とした。年休を何に使おうが自由だ。年休と欠勤の違いを明らかにすべきだ」と訴えました。

会社側からの反対尋問では、年休申込簿の「事由欄」に松井さんが書いたものではない記載があると分かったためか、年休申込簿に書かれた内容が松井さんのものであるかの確認に集中し、内容のない質問ばかりとなりました。

松本証人の主尋問では、年休は欠勤とするためのシナリオを忠実に証言しました。しかし反対尋問では、『昭和63年解説書』の解釈が現在でも変わっていないことを確認させた上で、年休が「欠勤」の項目ではなく「休暇」の項目に分類されていることを認めざるを得ないところまで追い詰めました。

この証人審問を以て、今中労委は結審しました。

